

戒名・法名とは

①仏教に帰依し、その戒律を守ると誓った者が、仏弟子、仏教徒となった証として頂く名前

②亡くなった後に師僧からつけられる名前

※「戒」に対する考えの違いから宗派によって戒名・法名などと呼びます

戒名は過去帳・墓石にも記されて死後もずっと存在します。

「差別戒名(法号)」とは

「新修 部落問題辞典」(解放出版社 2002)

「差別戒名(法名)」

被差別者に対して悪意を込めて付けられた戒名(法名)。(中略) 戒名は本来仏教に入信した者に与えられる法号であるが、鎌倉時代以後しだいに死者に対する称号となった。当初は二字戒名であったが、称号として使われるようになってからは、戒名の前に上頭文字・院号・道号、のちに位号・置字を配するよう複雑化し、それが社会的地位を反映するようになった。(以下略)

「戒名」は仏弟子としての名前ですのでそこに差別があってははいけません。しかし、「差別戒名」は、仏教者をなめる者が積極的に差別に加担し、あるいは無批判に差別を受け入れ、差別するために授与してきたものです。

「差別戒名」の種類

明らかに差別する意図を持って作成、授与されたものは、すべて「差別戒名」です。「差別戒名」は便宜的に「直接的差別戒名」と「相対的差別戒名」に分けられています。

①「直接的差別戒名」・・・職業や身分を見下し、直接的な差別表記をしている戒名。

具体例として、「畜男^{ちくなん}」「畜女^{ちくによ}」「僕男^{ぼくなん}」「僕女^{ぼくによ}」「革門^{かくもん}」などの位階や「卜^{おき}霊^じ」「連^じ寂^じ」などの置字、上頭文字などが確認されています

②「相対的差別戒名」・・・寺院において同時代の戒名と比較したときに、差別的な意図が読み取れる戒名。

例えば、被差別部落の檀信徒の戒名がそれ以外の地区の檀信徒の戒名に比べ、授けられている文字の数が少ない、位階によって明らかに差別をされているなどの例があります。被差別部落とそれ以外の地区との両方を檀信徒とする寺院で「相対的差別戒名」の授与が行われてきた事実があります。

江戸中期から第2次世界大戦終戦の1945（昭和20）年ごろまで、全国で多くの「差別戒名」が授与されてきました。そして、これらの差別戒名は墓石に刻まれ、位牌や過去帳に記されて、長い間人々の礼拝・供養の対象になってきた歴史的事実があります。

曹洞宗の取り組み

「差別戒名」は、第2次世界大戦前から部落解放運動によりすでに提起されていた問題でしたが、仏教者による自覚的な取り組みはほとんどなされないままでした。

曹洞宗においては、「第3回世界宗教者平和会議差別発言事件」（1979年昭和54年）に対する1981（昭和56）年1月の部落解放同盟の確認糾弾会の中で、「『差別戒名』が曹洞宗寺院にある」との指摘を受けて取り組みが始まる。

全国の寺院への調査により2006年までに改正の必要な寺院は253ヶ寺に上りました。

改正方法

曹洞宗は次のような基本指針で改正にむけた取り組みがなされている。

①位牌や過去帳の「差別戒名」は、その時代、その地域の「一般的な戒名」への追贈を行い、差別事象の確認されたすべての寺院過去帳の書き換えをする。過去帳の記載形式などにおける差別事象も、被差別部落以外の檀信徒と同じように一連の形式をもって書き改める。

②「差別戒名」墓石は、差別を隠蔽するようなことにならないように、埋めない、砕かない、隠さないという原則に立って、身元調査などに悪用されないように個人墓地から、寺院境内の「合同供養塔」などに合祀する。特に「差別戒名」墓石の改正については、住職の理解と積極的な取り組みが必要とされ、墓石縁者の被差別部落の方々はもちろん、檀信徒や地域の方々にも改正を行うことの意味を十分に理解してもらうための研修を重ねながら取り組む。

墓石の改正は2020（令和2）年によりやく完了しましたが、過去帳の改正（改正率94.9%）は現在も継続中です。

曹洞宗被差別戒名物故者追善法要

曹洞宗では、「差別戒名」を授与された方々への懺悔と追善の意味を込めて、そして、同じ過ちを二度と繰り返さないとの誓いを込めて、追善法要を行っています。